

令和2年(2020年)6月3日

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

「新しい生活様式」を踏まえたご家庭での取組について（お願い）

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

また、マスクの着用やお子さまの健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、文部科学省では、本年5月22日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を作成し、その中で、「学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。」としています。

そこで、以下のとおり、新しい生活様式を踏まえた家庭での取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 ご家庭へのお願い

(1) ご家庭での感染予防

学校生活の中で、いかに感染防止を徹底しても、仲の良い友人同士の家庭間の行き来や、家族ぐるみの交流を通じて感染が拡大してしまうと、学校全体の教育活動ができなくなってしまうこともあります。特に会食の際には対面を避けるなど、「新しい生活様式」を参考にし工夫いただき、学校の外でも感染が広がらないようご配慮ください。

(2) 風邪等の症状がある場合の休養

毎日、登校前にお子さまの健康観察をお願いします。その際、発熱等の症状がある場合は、症状がなくなった2日後までお休みください。その場合は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

また、学校園で発熱した場合や体調異常を確認した場合は、原則として下校させます。その場合、学校園から保護者にご連絡いたしますので、お子さまを迎えに来ていただくようお願いいたします。

※6月15日(月)以降は、症状がなくなった日までを休養期間とします。

※発熱が4日以上続いた場合は、必ず保健所の「帰国者・感染者相談センター」(0797-62-7304)に相談し、その結果を学校園までご連絡ください。

2 「新しい生活様式」の参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日) 「新しい生活様式」の実践例
- ② 保護者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症対策 ～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

【お問い合わせ先】
宝塚市教育委員会 学事課
☎0797-77-2366(直通)